

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成30年3月29日（木） 15時15分から書類審査  
15時30分から開会

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について
- 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
- 第4号議案 非農地証明願の審議について
- 第5号議案 農用地利用集積計画の承認について

#### 報告事項

1. 農地法第3条第1項第13号の規定に基づく届出について
2. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
3. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
4. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
5. 裁判所の競落による農地法3条の許可処分について
6. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
7. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
8. 農地法第18条第6項の処理について
9. 農地であることの証明について
10. 地目変更登記に係る照会に対する回答について

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 18名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橋 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 16番 谷川 興一
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 8名

- 2番 石田 哲治
- 3番 大平 雅義
- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 9番 増井 孝重
- 11番 松浦 義幸
- 13番 高島 元治
- 17番 野口 芳久

平成30年3月29日 15時15分から書類審査

徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

議長 ただ今から、平成30年3月徳島市農業委員会総会、農地関係を開会いたします。  
本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える18名が出席しており、会議が成立しております。

欠席の届出がありました委員は、5番、大貝 美治委員です。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、1番・岸本 昇委員、11番・佐々木 永薫委員にお願いします。

それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。

では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま

す。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、81aに至るもので、譲受人は許可後、畑でスダチ、田は水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地3筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、193aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地6筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、113aに至るもので、譲受人は許可後、スダチの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地1筆の所有権が移転され

るものです。譲受人の耕作面積は許可後、52aに至るもので、譲受人は許可後、季節野菜の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地3筆に使用貸借権を設定しようとするものです。譲受人の耕作面積は許可後、52aに至るもので、譲受人は許可後、畑で季節野菜、田は水稻の栽培を行うとのことです。4番と5番の案件で譲受人は、このたびの申請が新規就農のため、先月の16日に加茂地区の委員さん2名と譲受人、事務局2名で地区審査を実施しました。

6番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止により、農地1筆の所有権を移転しようとするものです。譲受人の耕作面積は許可後、119aに至るもので、譲受人は許可後、季節野菜の栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望により、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、108aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の栽培を行うとのことです。

8番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のため、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、91aに至るもので、譲受人は許可後、水稻の栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上8件で、対象地は、田9, 452㎡、畑3, 809㎡で、合計13, 261㎡となります。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、新規就農のため、地区審査を行った、ということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思います。それでは、5番案件の地区審査に参加していただいた、加茂地区の能田委員さん、就農計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

能田委員

先月16日の午前11時から申請者と地区農業委員、推進委員、事務局職員を含め、地区審査を実施しましたので、報告します。

場所は、弁天橋の南東約150mに位置する農地2筆と弁天橋を東に200mに位置する農地1筆を弟より使用貸借で、また、JA多家良支所から北西に約150mに位置する農地1筆を新規就農に伴って所有権の移転をしようとするものです。

今回の申請については、申請人は定年後農業大学に通ったりして意欲的に農業に取り組み、畑で季節野菜を栽培し、すきとく市など産直市場へ出荷しており、安定供給するためにも農地が必要で、この度の申請に至ったものです。農作業経験については、弟所有の農地を耕作し、手伝っていたとのことです。

結論として、今回の3条許可申請について、農機具の保有状況、就農計画等に問題はなく、許可条件を満たしているので、加茂地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第1号議案の農地法第3条第1項の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。

事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第2号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について、ご説明します。

農地関係議案書2ページをお開きください。

まず、申請について法定の添付書類は整っております。

1番は、申請人が、既存施設の拡張としての駐車場、資材置場用地に転用するものでございます。立地基準については、徳島市立食肉センターから北西に約130mに位置する、10ha以上の規模の区域内にある農地で、第一種農地に区分される農地ではありますが、既存施設の敷地が約6,000㎡あり、今回の申請面積が2,500㎡でございますので、拡張に係る部分の敷地面積が、既存施設の敷地面積の1/2を越えない、既存施設の拡張の不許可の例外に該当いたします。一般基準について、申請人が役員を務める畜産物加工施設は、駐車場・資材置場敷地が不足していたことから既存敷地と併せて、駐車場・資材置場として利用する計画に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、また、優良農地の転用案件であるため、今月19日に不動地区の委員さん、事務局2人、転用者側2人により地区審査を実施いたしました。

以上1件で、田2,500㎡、転用目的の内訳は駐車場・資材置場でございます。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思っております。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月19日の午前11時00分から1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は、私と、転用者側2人、事務局2人の5人です。

申請対象の農地は、徳島市立食肉センターから北西へ約130mに位置している農地で、このあたりは、10ha以上の規模の区域内の農地で、第一種農地に区分されるということですが、既存の施設の拡張ということで、今回の申請人が役員を務める、徳島化製事業協業組合の施設敷地面積が、約6,000㎡ありますので、その1/2を越えないものに限るという不許可の例外項目に該当します。

今回の申請は、申請人が露天貸駐車場及び資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、昨年の11月に除外公告されているとのこと。

土地の造成については、東側の敷地の高さまで山土で盛り土し、周辺にはコンクリート擁壁を新設し、周囲の農地や水路、道路へ影響がないように配慮することです。排水についてですが、雨水のみで、集水柵を新設して、既存の水路に排水することです。用水を管理する地元の土地改良区と協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているのであれば、不動地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、本案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第2号議案については、本案件を議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。

それでは事務局、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書3ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け発電事業を行うにあたり、申請地が日当たりや面積等を考慮しても日射量が十分確保でき、効率的な発電が可能なることから、このたび話がまとまり申請に至ったもので、発電設備の概要は太陽光パネル960枚、発電容量288.00kW、出力200.00kW規模のもので、事業費総額1,900万円を金融機関より借入資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えており大規模なため、今月16日に多家良地区の委員さん4名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

2番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は土木建築業を営んでおりますが、市内での工事受注が増加しており、現在利用している資材置場が手狭となり、現在利用地での拡張が困難であるため、申請地を土砂、コンクリート二次製品等を置くスペースとして利用することで、所有者と話がまとまったもので、転用の必要性・確実性は認められます。ま

た、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられません。

3番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、現在賃貸マンションで生活しておりますが、生活をするのに徐々に手狭となってきたことに加え、実家から近隣のほうが耕作の手伝いもしやすいことからこの地に住宅建築を計画したもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、申請地が付近に高い建築物がなく、南向きで日当たりが良く、効率的な発電が可能なことから、所有者と話がまとまり申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル200枚、発電容量65.00kW、出力49.50kW規模のもので、事業費総額800万円を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、住宅敷地の拡張を行うものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、申請地北側に隣接する土地を平成22年に農地転用許可をとって世帯分離住宅を建築しましたが、敷地形状が悪いため、建物南側に余地がなく、自家用車の出入りに難儀しており、このたび申請地を自家用車及び来客者用の出入通路として、隣接する市道からも進入が可能なようにする計画をたてたもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番と7番は、譲受人、事業内容が同一のため、あわせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電設備へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、1日を通して日当たりも良く、申請地付近にも高層建築物がないことから、所有者と話がまとまり申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル352枚、発電容量118.80kW、出力49.50kW規模のもので、事業費総額2,000万円を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、建設業を営んでおりますが、申請地周辺での建築工事が増えており、現在利用している資材置場もないため、土砂や型枠などの建設資材、工事に伴う車両等を置くスペースを確保する目的で今回の申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超えており大規模であるため、今月19日に応神地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。

9番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天資材置場に転用するものです。立

地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、不動産売買・管理業を営んでおりますが、市内で土木事業、造園業を営み、工事受注が増えている市内の業者へ、幹線道からも近く利便性も良いこの地を貸資材置場として提供することを計画し、賃貸借契約を結んで、碎石や販売用の高木等の置場とする申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超えており大規模であるため、今月16日に国府地区の委員さん1名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

10番は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天貸資材置場に転用しようとするものです。立地基準については、集团的優良農地の要件を満たす第1種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また農地分断の恐れもございません。一般基準について譲受人は、事業拡大等により現在利用している資材置場だけでは手狭となっている業者へ、幹線道からも近いこの地を貸資材置場として提供することを計画し、賃貸借契約を結んで、パレットや肥料などの緑化資材などの置場とする申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。なお、本案件は隣接地6筆、計6,043㎡が、すでに今年の1月総会において許可相当、2月の県農業会議常設審議委員会の諮問を経て、許可済となった土地の残地にあたる農地でございますが、申請地1筆のみが、農振除外の申請時期が遅れていたため、今月の申請となりました。優良農地の転用案件ですが、1月に同敷地内にて地区審査を行った際に、今回の申請地も含めて、国府地区の委員さん、事務局、転用者側で転用許可後の造成や被害防除措置について協議済のため、この度の地区審査は見送っております。

11番と12番は、譲受人、事業内容等が同一のため、あわせて説明させていただきます。この2件は、譲受人が所有権の移転を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は、特養老人ホーム、障害者支援施設の経営等、社会福祉事業を営んでおりますが、現在賃借している一部の駐車場用地について、グループホームを建設中につき、関係車両が置けなくなったことから、現在確保している駐車場だけでは大変手狭であるため、施設敷地にも近い申請地を駐車場とすることで所有者と話がまとまりこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を超えており大規模であるため、今月19日に南井上地区の委員さん2名、事務局2名、転用者側1名により地区審査を実施しました。

13番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、農業用倉庫に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について譲受人は農業・畜産業を営んでおり、収穫した農作物や牧草などの保管場所が現在なく、畜舎の一部を利用しておりましたが、不便かつ手狭であることから、自宅敷地内に農業用倉庫を建築する計画に至ったもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても、問題は見受けられませんが、現地は農地法の許可を受けずにすでに宅地化された状況であるため、譲渡人より、今後農地法を遵守する旨の始末書の提出があります。

14番は、譲受人が所有権の移転を受けて、駐車場及び庭園に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されま



す。一般基準について譲受人は、申請地に隣接した宅地建物を居住用に購入しておりますが、宅地敷地内だけでは自家用車等を置くスペースが狭小で庭もないため、申請地に駐車場を設け、残地を家庭菜園等の庭園とする計画をたてたもので、転用の必要性・確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第3号議案は以上14件で、田11, 832㎡、畑1, 441㎡の計13, 273㎡です。

転用目的の内訳は、住宅用地が568㎡、駐車場・資材置場用地が7, 904㎡、その他施設用地が4, 801㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、複数の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の橋委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

橋委員 今月16日の午後1時30分から1番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。

参加者は岸本委員さん、井川推進委員さん、石田推進委員さんと私の委員4名と、事務局2名、転用者側1名の計7名です。

場所は、とくしま動物園より西南西に約1kmに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、賃貸借権の設定をして太陽光発電設備に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、平成19年6月以前より農用地区域外であるとのこと。土地の造成については、現状地盤高で敷地一体を整地し、防草シート及び表面に砕石を敷きつめ転圧を行い、新設フェンスを設置して、隣接農地へ被害が及ばないようにするとのこと。また排水については雨水のみで、地下浸透及び、大雨の際には隣接する西側、南側の既存水路へ排水する計画で、水路を管理する地元の水利組合との協議は整っております。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、多家良地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。続きまして、8番案件の地区審査に参加していただいた、応神地区の品山委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

品山委員 今月19日の午前10時から8番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は高畠推進委員さんと私の委員2名と、転用者側2名、事務局2名の計6名です。場所は、応神産業団地の南東に位置するエミュネットサービスより市道を挟んで東へ50m、県道29号徳島環状線と県道121号線の交差する阿弥陀寺より北へ

100mに位置する、周囲を住宅と道路に囲まれた農地で、第2種農地に区分される  
とのことです。譲受人は南矢三町二丁目で不動産業及び建設業を営んでおり、近年、  
応神町周辺地区において建設工事が増加しているため、露天資材置場を確保したく申  
請にいたしました。土地の造成については、許可後に境界確定を実施し、西側はコン  
クリート、南と東側は道路側溝と三方張り水路、北側は現状よりさらに勾配をとって  
仕上げる計画です。盛り土は山土を使い、周りの構造物より低めの計画高さに造成す  
ることで、土砂の流出を防止します。当初、排水計画は雨水のみで自然浸透で処理、  
大雨時には道路側溝に排水する予定でしたが、造成地内に集水マスを設置し道路側溝  
三方張りに排水する計画に変更しました。

今回の申請に当たり、高島推進委員が転用者へ、近隣住民から埃がたないよう対  
策をとるよう要望があったことを伝え、必ず守るとの了承を得ました。

地元改良区・水利組合の同意書もあり、結論として、今回の転用許可申請について、  
被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可となる条件も満たしているため、応神地  
区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。続きまして、9番案件の地区審査に参加していただいた、  
国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたで  
しょうか。

谷川委員

今月16日の午前10時より9番の案件で地区審査を実施しましたので、報告しま  
す。

参加者は私と、事務局2名、転用者側1名の計4名で地区審査を実施しました。

場所は、国道192号線と徳島環状線の交差点から北東に約200mに位置する農  
地で、このあたりは公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分される  
とのことです。また、農振法の除外については、今月に除外公告済とのことです。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権の移転をし、譲受人と使用す  
る業者との間で賃貸借契約を結んで、露天資材置場へ転用しようとするものです。  
土地の造成については、出入口となる申請地東側は道路高まで山土で盛り土を行い、  
隣接する農地や既設水路があるその他の方角については手前で勾配をとり、敷地全体  
の表面を碎石で転圧を行い、土砂の流出等の影響がないように対策を講ずるとのこと  
です。排水については、雨水のみで、地下浸透及び、大雨の際には既設の集水マスを  
経由して、申請地北側の水路に放流する計画であり、地元の土地改良区との協議も整  
っているとのことです。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置等に問題はなく、農地  
法上で許可相当となる要件を満たしておりますので、国府地区の委員は一致して、許  
可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。続きまして、11番と12番案件の地区審査に参加して  
いただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、ご心証などは  
いかがでしたでしょうか。

鎌田委員

まず、今月19日の午後1時30分から11番と12番の案件で地区審査を実施しましたので、報告します。

参加者は野口推進委員さんと私の委員2名と、事務局2名、転用者側1名の計5名で地区審査を実施しました。

場所は、県道徳島鴨島線と県道29号線の交差点から北に約500mに位置する農地で、このあたりは、公共投資の対象となっていない農地で、第2種農地に区分されるとのことです。また、農振法の除外については、今月に除外公告済とのこと。

今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で、所有権の移転をし、露天駐車場にするとのことです。土地の造成については、周囲が既存擁壁コンクリートで囲まれているため、良質の山土にて盛り土を行い、周辺の農地や水路、道路へ被害が及ばないよう十分な対策をしています。排水については、雨水のみで、地下浸透及び、既存の排水パイプにより、東側の既存水路と西側の側溝に放流する計画であり、地元の土地改良区との協議も整っているとのこと。

結論として、今回の転用許可申請については、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしておりますので、南井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です、よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございました。

地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、1番から9番案件と、11番から14番案件を議案書のとおり許可すること、10番案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員

異議無し。

議長

異議がないということですので、第3号議案については1番から9番案件と、11番から14番案件を議案書のとおり許可すること、10番案件につきましては、議案書のとおり許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第4号議案非農地証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員

それでは第4号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。

議案書6ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、県道徳島鴨島線石井町境を北へ約100mに位置する農地でありましたが、申請人の先代によって、昭和47年以前から、鶏舎用地として事業を行ってきたもので、現在においても、養鶏場として利用されているものでございます。非農地化の確認資料としましては、昭和47年10月24日撮影の航空写真が添付されており、現地为非農地化していることは、現地調査でも確認しております。申請地は、

他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第4号議案は以上1件で、対象地は田のみで6,608㎡でございます。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、その他、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので、採決いたします。

第4号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議無し。

議長 異議がないということですので、第4号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第5号議案、農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。

農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、野口 俊廣委員、細川 勝義委員、谷川 興一委員と私、金澤が退席いたします。そのため、第5号議案につきましては、岸本会長職務代理が進行いたします。また、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

職員 それでは第5号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。

議案書7ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

利用権設定の内、番号に下線が付されているものが新規設定で、残りは従前からの再設定です。

今月は新規設定が17件、再設定が65件で合計82件となっており、そのうち、賃借権が55件、使用貸借権が27件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～5番の一筆目までが多家良地区・7筆・4件、5番の2筆目～24番が勝占地区・40筆・20件、25番が八万地区10筆・1件、26番が渭東・沖洲地区1筆1件、27番・28番が上八万地区・4筆・2件、29番が入田地区1筆・1件、30番～34番の3筆目までが不動地区・12筆・5件、35番～41番が応神地区・10筆・7件、42番～59番が川内地区・37筆・18件、60番～73番が国府地区・24筆・14件、74番～76番が南井上地区・6筆・3件、34番の一番下の筆と77番～82番が北井上地区・9筆・6件、となっております。

議案書11ページの26番については、利用権設定を受ける者が新規就農であったため、2月22日、渭東・沖洲地区の委員さん2名、事務局2名と新規就農者1名で地区審査を実施いたしました。

利用権設定については以上で、田118筆139,388㎡、

畑43筆50, 057. 86㎡の合計161筆189, 445. 86㎡となります。  
続きまして、利用権移転の説明に移ります。21ページをお開きください。  
1番は、平成29年7月4日から1年間の賃借権設定がされている賃借の残りの期間を移転するものです。  
2番は、平成29年12月1日から5年間の賃借権設定がされている賃借の残りの期間を移転するものです。  
利用権移転については以上2件で、田1筆1, 455㎡、畑1筆874㎡の合計2, 329㎡です。  
続きまして、所有権移転についてご説明します。  
22ページをお開きください。  
本案件は、それぞれ譲渡人から譲受人へ、売買により所有権が移転されるものです。耕作労力・農機具の保有状況等に問題は見受けられず、周辺への支障・影響を生ずる要因も特に見受けられません。  
1番の、譲受人の耕作面積は、取得後367aに至るものであり、取得後には対象地において水稻と野菜の栽培を行うとのことです。  
2番の、譲受人の耕作面積は、取得後107aに至るものであり、取得後には対象地において水稻の栽培を行うとのことです。  
所有権移転については以上2件で、田5筆、4, 460㎡となります。  
第5号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。  
ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農のため、地区審査を行った、ということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、ご意見をいただきたいと思えます。  
それでは、26番案件の地区審査に参加していただいた、沖洲地区の桑野推進委員さん、就農計画の内容等について、ご心証などはいかがでしたでしょうか。

桑野推委 2月22日の午前10時から26番の案件で地区審査を実施いたしましたので報告します。  
参加者は私と、貸付人である金澤委員、借受人1名、事務局2名の5名です。  
借受人は、自動車修理販売業に就いていましたが、地元農業委員から農業をしてみないかと勧誘を受け、もともと農業に興味を持っており、自然を相手に野菜を作る楽しさに目覚めたこともあり、このたび利用権で農地の借りることを希望しています。  
対象地は、借受人の家から400mほどのところに位置する金沢二丁目の農地で、耕作するのに便利な場所にあります。借受人の農業経験は2カ月と浅いですが、地元委員の指導の下、専業で、家族と二人三脚で熱心に青ネギの栽培に取り組んでいます。また、農機具も委員より借り受け営農していく予定であり、農業労働力・農機具の保有状況等についても問題ないように思われます。また、予定としては、今回の利用権が設定出来次第、農協の組合員となり、営農口座を開設し、出荷番号をもらい、精力的に作物を出荷していくとのことです。そして、今後は指導の下経験を積み農業技術の向上をはかり、経営面積及び労働力の拡大を目指していくことを計画しており、地域の農業の新たな担い手として、非常に期待しています。  
結論として、今回の利用権の設定については、農機具の保有状況、就農計画等に問題はなく、利用権を設定する要件をすべて満たしているため、沖洲・渭東地区の委員

は一致して、問題ないのではないかと心の証を持ちました。  
報告は以上です。よろしくお願いします。

議長                    ありがとうございました。  
                          地区審査に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見・ご質問はありませんか。  
                          それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
                          第5号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員                異議無し。

議長                    異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。  
                          以上で付議案件の審議を終了します。  
                          続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

小林補佐             それでは報告事項についてご報告します。  
                          議案書23ページをお開きください。  
                          1番は、農地法第3条第1項第13号の規定に基づく届出について、でございます。  
                          1件、受理いたしました。  
                          24ページをお開きください。  
                          2番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について、でございます。8件受理し、25ページに集計いたしました。  
                          26ページをお開きください。  
                          3番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について、でございます。1件について許可を決定し、許可指令書を交付いたしました。  
                          27ページにお移りください。  
                          4番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について、でございます。2件について許可を決定し、許可指令書を交付いたしました。  
                          28ページをお開きください。  
                          5番は、裁判所の競落による農地法第3条の許可処分について、でございます。1件受理いたしました。  
                          29ページにお移りください。  
                          6番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、でございます。5件、受理いたしました。  
                          30ページをお開きください。  
                          7番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について、でございます。4件、受理いたしました。  
                          31ページにお移りください。  
                          8番は、農地法第18条第6項の処理について、でございます。農地の賃貸借契約について合意による解約がなされた旨の通知を、1件受理いたしました。  
                          32ページをお開きください。

9番は、農地であることの証明について、でございます。1件、受理いたしました。  
33ページにお移りください。  
10番は、地目変更登記に係る照会に対する回答について、でございます。  
1件、徳島地方法務局に回答いたしました。  
報告事項についての報告は、以上でございます。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はありませんか。  
それでは、農業委員会総会―農地関係については以上となります。ありがとうございました。

(16時50分)